

証券コード 8225
2020年6月11日

株 主 各 位

長野県長野市大豆島5888番地

株式会社 **マカチホ**

代表取締役社長 久保田 一臣

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日の出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市大豆島5888番地
当社本店3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第6号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件
 - 第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kk-takachiho.jp/>）に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
3. なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kk-takachiho.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日の現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調が続いておりましたが台風、雪不足といった自然環境の変化が、国内の経済環境に大きな影響を及ぼしたほか、海外では中国の景気減速、米中通商問題の動向、英国の欧州連合離脱問題、日韓関係の悪化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響により未だに先行き不透明感が強まっております。また、今後の個人消費の拡大に対する期待感はあるものの、実質所得の伸び悩みと節約志向の継続から個人消費に力強さを欠くと共に、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令、外出自粛要請の影響から当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移しております。

このような状況の下、当社グループでは「新たな価値創造へのチャレンジ」を年度スローガンとし、みやげ事業を中心に販路拡大策の実施や社内業務の改善に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,091百万円（前連結会計年度比13.5%減）、営業利益は51百万円（前連結会計年度比81.6%減）、経常利益は50百万円（前連結会計年度比82.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は47百万円（前連結会計年度比74.3%減）となりました。

事業別の状況

事業別売上の状況は次のとおりであります。

[みやげ卸売事業]

みやげ卸売事業は、当社及び当社子会社により地域の特色を活かした商品開発と当社開発のオリジナル商品群の提案による販路拡大を進めてまいりましたが、暖冬の影響から雪不足によるスキー場関連の入込客の減少、そして新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請に伴う観光客の大幅な減少により、売上高は6,050百万円（前連結会計年度比2.8%減）となり、営業利益は255百万円（前連結会計年度比31.2%減）となりました。

[みやげ小売事業]

みやげ小売事業は、新規出店による売上増加が見られましたが、契約期間満了に伴う一部店舗の退店の影響、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請の影響による国内観光客の大幅な減少並びにインバウンド消費の減少により、売上高は1,104百万円（前連結会計年度比16.5%減）となり、33百万円の営業損失（前連結会計年度は12百万円の営業損失）となりました。

[みやげ製造事業]

みやげ製造事業は、当社や各地の当社子会社及び各観光地の取引先の地域性を活かしたオリジナル商品の開発と提案による積極的な生産活動に努めてまいりました。この結果、売上高は217百万円（前連結会計年度比6.1%増）となり、営業利益は37百万円（前連結会計年度比37.4%増）となりました。

[温浴施設事業]

温浴施設事業は、既存店において各種イベントの企画・情報発信・実施と共に、接客・サービスのレベルアップ及びリピーターの増加に努めてまいりましたが、昨年7月における長野県外5施設の事業譲渡による店舗数減少により、売上高は559百万円（前連結会計年度比66.6%減）となり、69百万円の営業損失（前連結会計年度は66百万円の営業利益）となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業は、長野市内の「ショッピングタウンあおぞら」のテナント管理を中心に営んでおります。これらの賃料収入は107百万円（前連結会計年度比1.0%増）となり、営業利益は47百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。

[アウトドア用品事業]

アウトドア用品事業は、ライトアウトドア分野の充実を図り、女性客・ビギナーキャンパーの新規取り込みに努め購買意欲を喚起すると同時に、ユーザーに合わせた各種情報の収集とSNS等による情報発信を積極的に行ってまいりました。また、各種展示会における受注が好調に伸び、この結果売上高は622百万円（前連結会計年度比9.2%増）となり、営業利益は52百万円（前連結会計年度比34.6%増）となりました。

[その他事業]

その他事業は、ギフト店、飲食店、和洋菓子直売店等の運営が含まれ、催事・イベント等販売活動を積極的に推進してまいりました。この結果売上高は431百万円（前連結会計年度比5.2%増）となりましたが、営業利益は昨年8月下旬に新潟県妙高市の道の駅あらい内に開店した「そばどころ 式枚目」の出店経費が影響し4百万円（前連結会計年度比72.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は151百万円で、その主なものは、その他事業における新規出店に係る設備投資費用、管理部門における設備老朽化に伴う入替費用、みやげ製造事業における設備老朽化に伴う入替費用等であります。

③ 資金調達の状況

資金調達について特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第71期 2017年3月期	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(千円)	10,640,668	10,510,518	10,513,311	9,091,970
経常利益(千円)	216,496	142,129	278,691	50,286
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	134,241	138,212	185,298	47,671
1株当たり当期純利益(円)	21.46	220.93	296.20	76.20
総資産(千円)	5,840,135	5,418,891	5,270,052	4,234,652
純資産(千円)	1,674,688	1,799,196	1,966,458	2,004,247

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の株式数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で株式併合(10株を1株に株式併合)を行っております。第72期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第71期 2017年3月期	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期 (当事業年度) 2020年3月期
売上高(千円)	9,787,749	9,705,478	9,707,903	8,323,268
経常利益(千円)	214,322	141,152	274,638	62,037
当期純利益(千円)	137,975	141,653	188,576	64,230
1株当たり当期純利益(円)	22.05	226.43	301.44	102.67
総資産(千円)	5,818,163	5,389,985	5,314,110	4,307,771
純資産(千円)	1,666,090	1,794,039	1,964,579	2,018,926

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の株式数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で株式併合(10株を1株に株式併合)を行っております。第72期事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議 決権比率 (%)	主な事業内容
有限会社タカチホ・サービス	3,000	100.0	業務の請負、損害保険代理店業
株式会社越後銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社札幌旬彩堂	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社青森銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社奥羽銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
庄和堂株式会社	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社蔵王銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社郡山銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社赤城銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社佐渡銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社東京旬彩堂	3,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社富士銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社ひだ銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業

(注) 当社の連結子会社は、上記の子会社のみであり、持分法適用関連会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当業界をとりまく経営環境は、個人消費の抑制の継続に加え、企業間競争がますます厳しさを増すものと考えております。また、観光みやげ品事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防による外出自粛要請の影響から、各観光地への入込客の鈍化が懸念されます。

このような状況のなか、当社は「新たな時代に向けた創造へのスタート」を年度スローガンとして、社員全員が一丸となって知恵を結集し意識改革と業務改善を実行してまいります。

①生産性の向上

業務効率化として人時生産性向上による効率的な利益創造体制をつくり、組織力強化として縦・横の連携、部署内・部署間での協力体制、情報の収集と集約を行い、人材育成としてマネジメントスキルの向上によるチームビルディング、権限委譲によるボトムアップと業務レベルの向上に努めます。また、効果的な在庫運用として商品仕入れの適正化、雑損・ロス・欠品リスクの低減、売り切る力を付けることを目指します。

②売上目標の達成

既存得意先・常連客のシェア向上、既存の商品・サービスに更なる価値を加えシェア向上を図ることにより販売チャネルを強化し、新規商材の発掘、粘り強い商品育成、効果的な販促強化、地域特化商品開拓により商品力強化に努めます。また、情報の収集と集約、ソリューション提供、ニーズやトレンドの分析と予測によるマーケティング力の強化を目指します。

③新たな価値創造

新たな価値の提供、既存サービスにプラスαの価値提供をすることで、付加価値を創造し、キャッシュレス推進、インバウンドへの価値提供、販促物・ソリューション提供をすることでインバウンド対策に努めます。また、企画書・提案書の活用と具現化、権限委譲による業務レベルの向上により実行力の強化を目指します。

④企業のモラルと社会的責任の遂行

法知識の習得、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）による品質管理、リスクマネジメントを行い、コンプライアンス遵守に努め、適正なガバナンスに基づいた健全な成長、内部監査精度向上によりガバナンスの徹底に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業は、観光みやげ品の卸売事業、みやげ小売事業、みやげ製造事業、温浴施設事業、不動産賃貸事業、アウトドア用品事業及びギフト用品などのその他一般小売事業、飲食事業で構成されております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 長野県長野市大豆島5888番地
営業所 長野営業所(長野市)・松本営業所(松本市)
小売店舗 みやげ品小売店舗「九九や旬粋」(長野県)など14店舗
一般商品小売店舗「バンバン高田店」(長野県)など6店舗
製造工場 「お菓子工房」(長野県) 1施設
温浴施設 「まめじま湯ったり苑」(長野県) 1施設
その他 「ショッピングタウンあおぞら」(長野県) 1施設、3店舗

② 主要な
子会社

有限会社タカチホ・サービス
本社： 長野県長野市大豆島5888番地
株式会社越後銘販
本社： 新潟県新潟市中央区大島156番地1
株式会社札幌旬彩堂
本社： 札幌市白石区菊水元町八条三丁目5番55号
株式会社青森銘販
本社： 青森県十和田市東三番町3番41号
株式会社奥羽銘販
本社： 岩手県盛岡市津志田中央二丁目7番8号
庄和堂株式会社
本社： 山形県鶴岡市文下字広野11番地1
株式会社蔵王銘販
本社： 宮城県仙台市宮城野区萩野町一丁目13番地8号
株式会社郡山銘販
本社： 福島県郡山市安積町荒井字大久保45番地1
株式会社赤城銘販
本社： 群馬県沼田市久屋原町212番地5
株式会社佐渡銘販
本社： 新潟県佐渡市上矢馳640番地
株式会社東京旬彩堂
本社： 東京都足立区入谷一丁目12番14号
株式会社富士銘販
本社： 静岡県御殿場市板妻字82番地67
株式会社ひだ銘販
本社： 岐阜県高山市松本町72番地1

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
170名	17名減

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び嘱託社員は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164名	10名減	43.4歳	15.6年

(注) 使用人数には、パートタイマー及び嘱託社員の63名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	533,988千円
長野信用金庫	467,070
長野県信用農業協同組合連合会	181,695
株式会社三井住友銀行	115,034
株式会社みずほ銀行	91,643

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 727,500株
- ③ 株主数 1,134名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
久保田 一 臣	36,834 株	5.9%
株式会社八十二銀行	31,100	5.0
久保田 優 子	26,800	4.3
宮 尾 聡	24,300	3.9
長野信用金庫	24,000	3.8
奥 村 学	21,000	3.4
所 正 純	20,600	3.3
二本松 武 典	16,000	2.6
株式会社フラクタル・ビジネス	15,000	2.4
八十二キャピタル株式会社	14,500	2.3

(注) 当社は、自己株式101,909株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 一 臣	
常務取締役	宮 尾 聡	営業本部長兼製造部長
取締役	横 山 喜 晴	第二事業部長
取締役	寺 澤 和 宏	管理本部長兼総務部長
取締役	中 村 徳 男	中村税理士事務所代表
常勤監査役	北 澤 美 行	
監査役	角 澤 本 広	長野信用金庫専務理事
監査役	宮 坂 廣 司	清泉女学院大学・清泉女学院短期大学 顧問

- (注) 1. 取締役中村徳男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北澤美行氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役角澤本広氏及び監査役宮坂廣司氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役中村徳男氏及び監査役宮坂廣司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	63百万円 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11 (1)
合 計 (うち社外役員)	8 (3)	74 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等と重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役角澤本広氏は長野信用金庫の専務理事であります。同金庫と当社との間で定型的な金融取引を行っておりますが、社外監査役個人が利害関係を有するものではありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (11回開催)	監査役会 (9回開催)
	出席回数	出席回数
取締役 中村徳男	10回	一回
監査役 角澤本広	10	9
監査役 宮坂廣司	10	9

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中村徳男氏、監査役角澤本広氏及び宮坂廣司氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスに係る社内規程「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス憲章」を定め、「業務従事者行動規範」を中心に取締役及び使用人の法令遵守の強化推進を行っております。またコンプライアンス担当役員により役職員に対し教育・研修を継続的に行っております。

また内部通報体制に係る社内規程を定め、取締役及び使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る「取締役会議事録」、「役員会議事録」、「経営会議議事録」、「稟議書」等の重要文書及びその他の情報については「文書管理規程」ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理しており、取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる体制になっております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社的対応を行っております。経営戦略上のリスクについては役員会及び経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対応策を検討し取締役会、役員会、経営会議において報告及び審議しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定を効率的に執行するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等を定め、適正且つ効率的に職務の執行が行われる体制を確保しております。

また取締役会を定期的開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、常勤役員による役員会並びに常勤役員及び経営戦略決定に必要な部門長による経営会議を定期的開催し、業務執行に関する事項に係る報告及び重要事項に係るテーマについて審議しております。

⑤当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営基本方針、年度基本方針に基づき、方針と施策についての協議を行い、経営計画に沿った企業経営を行っております。また役員会及び経営会議にて子会社管理担当の部門長より業務状況等の執行報告が定例的に行われております。

当社グループ各社の内部監査及び内部統制監査を行う担当部署を設け、グループ各社と協議、情報の共有、指示、伝達を効率的に行っており、その結果を代表取締役及び監査役に報告をしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役から要請があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとし、当該使用人はその要請に関して取締役会の指揮命令を受けない体制となっております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、役員会、経営会議及びその他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその職務の執行状況の聴取を行い、関係資料を閲覧し意見を述べるができる体制となっております。

取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事象が発生又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、速やかに監査役に報告する体制となっております。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から当社グループに係る会社情報を求められたときは遅延なく提供できるようにするなど、監査役の監査環境の

整備を整えております。

また監査役会は代表取締役、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査部門との連携を図っております。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。また有効且つ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑩反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、当社及びグループ各子会社の事業に対する公共の信頼の維持、業務の適正性及び健全性を確保することを基本方針としております。

また反社会的勢力による不当要求があった場合、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図り、組織的且つ速やかに対応してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

- ①コンプライアンス基本規程、業務従事者行動規範、個人情報保護方針等、遵守すべき規範・指針を印刷した「コンプライアンス憲章」を当社グループ全社員へ配布し、コンプライアンスを遵守すべく周知徹底を図っております。また部門ごと定期的にコンプライアンス憲章記載の規範・指針について研修会を実施いたしました。
- ②内部通報窓口を社内及び第三者機関に設置し、内部通報制度による通報があった場合の調査及び適切な措置の実行を当社内部監査課が行う体制を整えております。

2. リスク管理体制

- ①事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社的対応を行っております。経営戦略上のリスクについては役員会及び経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対

応策を検討し取締役会、役員会、経営会議においてその報告及び審議をしております。

- ②内部監査課が内部監査規程に基づき、内部監査計画書に沿って当社及び各グループ子会社の内部監査を実施、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書を通じて当社役員に対して報告がなされております。

3. 経営管理体制

常勤役員で構成された役員会並びに常勤役員及び経営戦略決定に必要な部門長で構成された経営会議をそれぞれ月2回定期的に開催し、重要事項の審議及び検討をし、経営計画の進捗状況についての報告及び対策等の検討を行っております。

4. 取締役の職務執行について

取締役会を定期的に開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、業績の報告及び経営上の重要事項の審議及び承認を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況の把握を行っております。

5. 監査役の職務執行について

常勤監査役1名が役員会、経営会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

(7) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつと位置づけ、収益力の向上、財務体質の強化等を総合的に勘案し、配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当第74期の期末配当金につきましては、上記方針に従い当期の連結業績を総合的に勘案し、1株当たり15円の配当を予定しております（中間配当は実施していません）。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,606,004	流動負債	1,007,852
現金及び預金	554,612	支払手形及び買掛金	211,999
受取手形及び売掛金	432,732	1年以内返済予定長期借入金	484,055
商品及び製品	479,490	賞与引当金	47,868
原材料及び貯蔵品	77,534	返品調整引当金	5,502
その他	62,168	ポイント引当金	14,383
貸倒引当金	△534	未払金	48,630
固定資産	2,628,648	未払費用	78,290
有形固定資産	1,809,457	未払法人税等	12,839
建物及び構築物	678,481	その他	104,283
機械装置及び運搬具	112,222	固定負債	1,222,553
工具器具備品	58,202	長期借入金	924,020
土地	910,551	役員退職慰労引当金	22,087
リース資産	0	資産除去債務	96,365
建設仮勘定	50,000	長期預り保証金	180,080
無形固定資産	166,324	負債合計	2,230,405
ソフトウェア	40,297	(純資産の部)	
その他	126,027	株主資本	2,004,177
投資その他の資産	652,865	資本金	1,000,000
投資有価証券	33,020	資本剰余金	708,318
敷金及び保証金	220,439	利益剰余金	496,221
繰延税金資産	358,500	自己株式	△200,363
その他	50,476	その他の包括利益累計額	69
貸倒引当金	△9,571	その他有価証券評価差額金	69
資産合計	4,234,652	純資産合計	2,004,247
		負債純資産合計	4,234,652

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,091,970
売 上 原 価		6,747,504
売 上 総 利 益		2,344,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,292,720
営 業 利 益		51,745
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,191	
受 取 事 務 費	1,707	
そ の 他	6,611	10,510
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,630	
そ の 他	1,338	11,969
経 常 利 益		50,286
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	94,290	94,290
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	18,536	
固 定 資 産 除 却 損	486	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15,065	
減 損 損 失	20,516	54,603
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		89,972
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,169	
法 人 税 等 調 整 額	27,131	42,300
当 期 純 利 益		47,671
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		47,671

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,416,052	流動負債	1,005,990
現金及び預金	502,456	買掛金	211,405
受取手形	59,110	関係会社短期借入金	30,310
売掛金	182,242	1年以内返済予定長期借入金	475,055
商品	308,624	未払金	57,109
製品	36,418	未払費用	64,814
原材料	63,586	未払法人税等	9,116
貯蔵品	13,947	前受金	28,322
前渡金	57	預り金	4,862
前払費用	10,624	賞与引当金	44,803
その他	239,468	返品調整引当金	2,063
貸倒引当金	△483	ポイント引当金	14,383
固定資産	2,891,718	その他	63,745
有形固定資産	1,797,973	固定負債	1,282,853
建物	661,971	長期借入金	884,875
構築物	14,071	関係会社長期借入金	99,445
機械装置	112,222	役員退職慰労引当金	22,087
車両運搬具	0	長期預り保証金	180,080
工具器具備品	49,156	資産除去債務	96,365
土	910,551	負債合計	2,288,844
リース資産	0	(純資産の部)	
建設仮勘定	50,000	株主資本	2,018,856
無形固定資産	164,796	資本金	1,000,000
借地権	120,301	資本剰余金	708,318
ソフトウェア	40,297	資本準備金	1,251
その他	4,197	その他資本剰余金	707,066
投資その他の資産	928,947	利益剰余金	510,901
投資有価証券	13,854	利益準備金	106,243
関係会社株式	322,029	その他利益剰余金	404,657
出資金	60	繰越利益剰余金	404,657
破産更生債権等	8,399	自己株式	△200,363
長期前払費用	539	評価・換算差額等	69
敷金保証金	193,210	その他有価証券評価差額金	69
繰延税金資産	361,151	純資産合計	2,018,926
保険積立金	18,205	負債純資産合計	4,307,771
その他	18,612		
貸倒引当金	△7,116		
資産合計	4,307,771		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,323,268
売 上 原 価		6,737,453
売 上 総 利 益		1,585,814
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,526,241
営 業 利 益		59,572
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,343	
受 取 事 務 費	6,262	
そ の 他	5,129	14,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,936	
そ の 他	1,333	12,269
経 常 利 益		62,037
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	94,290	94,290
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	18,536	
固 定 資 産 除 却 損	486	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15,065	
減 損 損 失	20,516	54,603
税 引 前 当 期 純 利 益		101,723
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,144	
法 人 税 等 調 整 額	27,349	37,493
当 期 純 利 益		64,230

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 松 渕 敏 朗 ①

公認会計士 鈴 木 智 喜 ②

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカチホの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカチホ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年4月7日に改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、2020年4月8日以降一部の事業所又は店舗を除き休業を決定したため、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるが、影響額を合理的に算定することは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 松 渕 敏 朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴 木 智 喜 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカチホの2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年4月7日に改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、2020年4月8日以降一部の事業所又は店舗を除き休業を決定したため、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるが、影響額を合理的に算定することは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社タカチホ 監査役会

常勤監査役	北澤美行	Ⓜ
社外監査役	角澤本広	Ⓜ
社外監査役	宮坂廣司	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけ、収益の向上並びに財務体質の強化を通じ、安定的かつ着実な配当実施を図ってまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を考慮し、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金 15円
配当総額 9,383,865円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. （条文省略）</p> <p>（新 設） （新 設）</p> <p><u>11.</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>（目的） 第2条 （現行通り）</p> <p>1. ～10. （現行通り）</p> <p><u>11. キャンプ用品他のレンタル業</u> <u>12. キャンプ場の企画及び運営</u></p> <p><u>13.</u> （現行通り）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため社外取締役に1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、取締役の任期は1年であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	久保田一臣 (1982年7月5日生)	2008年4月 当社入社 2015年1月 当社経営マネジメント課長 2016年4月 当社マーケティング部長 2016年6月 当社取締役 2017年1月 当社代表取締役社長(現任)	36,834株
(取締役候補者とした理由) 当社代表取締役として当社全体を統括し、経営の中核として発揮している強いリーダーシップを、引き続き当社の経営全般の意思決定に有効的に活かさせていただくためであります。			
2 再任	宮尾聡 (1973年12月26日生)	1996年4月 当社入社 2010年4月 当社営業推進グループ課長 2013年4月 当社営業戦略室グループ長 2015年1月 当社マーケティング部長兼製造部長 2016年4月 当社営業本部長兼製造部長 2016年6月 当社取締役営業副本部長兼製造部長 2017年1月 当社常務取締役営業本部長兼マーケティング部長兼製造部長 2018年4月 当社常務取締役営業本部長兼製造部長(現任)	24,300株
(取締役候補者とした理由) 当社営業部門での長年の業務経験、加えて事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、営業部門における統括責任者として、引き続き当社の経営全般の意思決定に有効的に活かさせていただくためであります。			
3 再任	寺澤和宏 (1965年3月21日生)	1987年4月 当社入社 2007年4月 当社業務監査室課長 2012年4月 当社経営企画部内部監査課長 2015年1月 当社経営企画部次長 2017年1月 当社執行役員管理本部長 2017年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長(現任)	400株
(取締役候補者とした理由) 当社管理部門での長年の業務経験、加えて事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、管理部門における統括責任者として、引き続き当社の経営全般の意思決定に有効的に活かさせていただくためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 新任	※ つちくら とも のり 徳 土 倉 智 徳 (1965年4月14日生)	1984年4月 当社入社 2007年4月 当社温浴事業部企画推進課長 2015年4月 当社生活消費事業部所長 2016年4月 当社生活消費事業部次長 2017年1月 当社生活消費事業部長 2019年10月 当社店舗運営部長(現任) (取締役候補者とした理由) 当社小売店舗の管理・運営における長年の業務経験、加えて店舗事業に係る幅広い知見を店舗運営における統括責任者として、当社の経営全般の意思決定に有効的に活かしていただくためであります。	一株
5 再任	なかむら のりお 中 村 徳 男 (1950年8月10日生) 【社外取締役としての 在任年数 3年】	1969年4月 関東信越国税局 採用 1992年6月 税理士資格取得 2011年7月 関東信越国税局 退職 2011年8月 中村税理士事務所 開設 (現任) 2013年6月 株式会社丸水長野県水監査役就 任 2015年4月 関東信越税理士会長長野支部副支 部長 就任 2017年3月 関東信越税理士会長長野支部副支 部長 退任 2017年4月 株式会社丸水長野県水監査役退 任 2017年6月 当社社外取締役(現任) (社外取締役候補者とした理由) 税理士としての企業財務・会計に関する豊富な専門知識と経験に基づく幅広い見識を、当社の経営全般の意思決定に有効的に活かしていただくためであります。	一株
6 新任	※ ゆ はら のり よし 湯 原 儀 芳 (1955年8月12日生)	1978年4月 株式会社八十二銀行入行 2000年2月 同行安茂里支店長 2009年5月 同行企画部グループ長 2009年10月 同行人事部付 2010年6月 同行退職 公益財団法人八十二文化財団常 務理事 2019年6月 同財団退任 (社外取締役候補者とした理由) 直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関及び文化財団事業における長年の経験及び見識から企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただき、当社の経営全般の意思決定に有効的に活かしていただくためであります。	一株

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 中村徳男氏、湯原儀芳氏は社外取締役候補者であります。
4. 中村徳男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、中村徳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。同氏が再任が承認された場合並びに湯原儀芳氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	※ ところ まき ずみ 所 正 純 (1964年4月24日生)	1990年1月 当社入社 1997年6月 当社流通事業部企画・推進グループ課長 2001年4月 当社経営企画部課長 2003年4月 当社事業開発部課長 2016年4月 当社総務部次長 2017年1月 当社経営企画部長兼内部監査グループ長(現任)	20,600株
		(監査役候補者とした理由) 当社監査部門での長年の業務経験、加えて事業領域全般に係る幅広い知見に基づいて、取締役の職務執行を監査していただくためであります。	
2 新任	※ たき さわ まこと 滝 澤 亮 (1955年2月15日生)	1977年4月 株式会社八十二銀行入行 2000年6月 同行箕輪支店長 2002年2月 同行松本営業部営業一部長 2003年6月 同行金融市場部長 2006年6月 同行執行役員伊那支店長 2009年6月 同行執行役員監査部長 2010年6月 同行常勤監査役 2014年6月 同行常任監査役退任 長野朝日放送株式会社常勤監査役(現任)	一株
		(社外監査役候補者とした理由) 金融機関における豊富な経験によるコンプライアンス面でのチェック機能により、社内の通常のプロセスに基づく判断をより確実にし、時には補充しアドバイスをいただくためであります。	
3 新任	※ め ぐろ ただし 目 黒 匡 (1959年5月15日生)	1983年4月 長野信用金庫入庫 2004年7月 同金庫若槻支店長 2006年2月 同金庫人事部副部長 2014年7月 同金庫執行役員融資部長 2016年8月 同金庫執行役員人事部長 2018年6月 同金庫常勤理事人事部長(現任)	一株
		(社外監査役候補者とした理由) 金融機関における長年の経験及び見識から、監査役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただくためであります。	

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 滝澤亮氏、目黒匡氏は社外監査役候補者であります。
4. 滝澤亮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役横山喜晴氏並びに監査役北澤美行氏、角澤本広氏及び宮坂廣司氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
横 山 喜 晴	2017年6月 当社取締役（現任）
北 澤 美 行	2008年6月 当社監査役（現任）
角 澤 本 広	2012年6月 当社社外監査役（現任）
宮 坂 廣 司	2016年6月 当社社外監査役（現任）

第6号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月21日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役久保田一臣、宮尾聡、寺澤和宏及び社外取締役中村徳男の4氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の対象となる役員の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
久保田一臣	2016年6月 当社取締役 2017年1月 当社代表取締役社長（現任）
宮尾聡	2016年6月 当社取締役 2017年1月 当社常務取締役（現任）
寺澤和宏	2017年6月 当社取締役（現任）
中村徳男	2017年6月 当社社外取締役（現任）

第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第71期定時株主総会において、当社の取締役については年額240百万円以内（うち社外取締役5百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、当社の監査役については年額24百万円以内として、それぞれご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）（以下、総称して、「対象役員」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象役員に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役及び監査役の報酬額とは別枠として、対象役員に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役（社外取締役を除く。）については年額20百万円以内、当社の監査役（社外監査役を除く。）については年額2百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、第3号議案及び第4号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）で対象役員の員数は同様となります。

記

対象役員に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象役員に対し、当社取締役会決議及び当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方

法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株及び当社の監査役(社外監査役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数4,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、3年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象役員に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当

社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象役員が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

また、当該対象役員が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人に対し、割り当てる予定です。

以上

メ モ

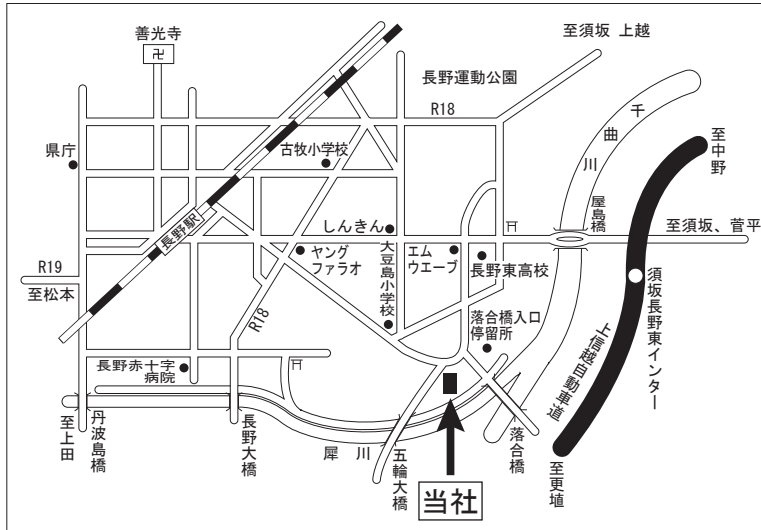
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市大豆島5888番地

当社本店 3階ホール

電話 026-221-6677



交通の便

※長野駅（善光寺口）4番のりば

アルピコ交通【46】

市役所経由 大豆島東団地・保科温泉行

（午前9時30分発）

「落合橋入口」停留所下車（徒歩5分）